平成３０年（フ）第２０６号
堺市北区北花田町２丁239番地２　（904号）
債務者　吉村設備こと　吉村美智男
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２１９号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西５丁目５番27号
債務者　伊奈　真樹
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
北海道室蘭市宮の森町３丁目11番２号
債務者　早川　紀世
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
北海道有珠郡壮瞥町字仲洞爺69　三恵病院、住民票上の住所北海道伊達市松ヶ枝町245番地１　ミネルバ病院
債務者　斉藤　弘美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
北海道帯広市西16条南６丁目35番８号
債務者　畑沢　翔也
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第３号
盛岡市厨川４丁目４番１―304号、申立時の住所盛岡市新田町５番35―103号
債務者　小溝　孝佳
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６７号
盛岡市館向町37番15号　コットンステート館向201号、旧住所盛岡市南青山町10番14号　キクチアパート４号
債務者　大坂　幸也
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１７号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪72番地の１　県営住宅大坪団地12棟６号、前住所福島県会津若松市湯川町２番25号　くるみマンション202号
債務者　本名　浩司
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
群馬県館林市大街道１丁目７番13号
債務者　加賀美きよ子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１３２号
千葉県市原市上原129番地１
債務者　池田　　愛（旧姓永岡）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１４２号
千葉県船橋市夏見台３丁目11番１―105号
債務者　松本　優未（旧姓小嶋・伊志嶺）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１８９号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目14番14号　プライムスイートＫ　101号
債務者　鈴木　正人
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１９９号
千葉市中央区院内１丁目４番11号　宮崎プラザ503号
債務者　田中　豊春
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２２号
千葉県市川市大野町２丁目136番地　（ビラエトワールＡ棟101号）、申立時の住所千葉県市川市大野町２丁目1884番地27　（ハイカムールアルタⅡ102号）
債務者　本田　春乃
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第８号
新潟県上越市中央４丁目２番15号
債務者　白石　　晃
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第９号
新潟県上越市中央４丁目２番15号
債務者　白石美津技
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
新潟地方裁判所高田支部